

介護保険特定福祉用具購入Q&A【豊後大野市 高齢者福祉課 介護保険係】

※厚生労働省作成のQ&Aをもとに豊後大野市版として作成したものです。制度改正に伴い内容が変更となる場合があります。

No.	区 分	質 問	回 答
1	腰掛便座	腰掛便座の範囲は、家具調のもの、ウォームアップ機能付きのものなど高額なものもあるが、特に制限はないか。	家具調のもの等、金額にかかわらず、利用者が選択すれば給付対象として差し支えない。 なお、維持費については利用者負担とする。
2	腰掛便座	水洗式ポータブルトイレで、居室において利用可能なものは特定福祉用具購入の対象となるか。	国通知により、対象となる福祉用具にあることから、対象とする。ただし、設置に要する費用は対象外。 なお、維持費については利用者負担とする。
3	補高便座(固定式)の取扱い	TOTOの補高便座EWCシリーズのようにビス等で固定するタイプは福祉用具購入費か住宅改修費どちらの支給対象となるか。	ネジでの取付けが必要となるが工事とまではいかず、また給水工事を伴っていないため福祉用具購入費の対象とする。 ただし、取付けに伴う工費が発生した場合、工費は実費となり介護保険対象外である。 ※テクノエイド協会HPにも特定福祉用具(入浴補助用具)として有り。
4	洗浄機能付き腰掛便座(ウォシュレット付き補高便座)	ウォシュレット付き補高便座は福祉用具購入の対象となるか。	原則、テクノエイド協会で福祉用具購入の対象となっている商品の場合、支給対象とする。 テクノエイド協会対象となっていない場合、ウォシュレットと補高便座が一体型の場合はウォシュレット補高便座全部を、便座部分とウォシュレット部分に分けることができる場合は、補高便座部分のみを支給対象とする。 なお、補高便座については、あくまでも「補高を目的」としている場合に支給対象となるので、洗浄機能のみを目的とした場合は支給対象とならない。 ※ウォシュレットの他、暖房、消臭機能の場合も同様の取扱いとする。
5	自動排泄処理装置の交換可能部分	しびんを特殊尿器として福祉用具購入費の支給対象とすることは可能か。	自動排泄処理装置については、「尿又は便が自動的に吸引されるもの」としているため、しびんは給付対象とならない。尿又は便が自動的に吸引されないもの(手動式のもの)についても支給対象とはならない。
6	自動排泄処理装置の交換可能部分	自動排泄処理装置の交換可能部品として、パッドは保険給付の対象となるか。	専用パッド、洗浄液等排泄の都度消費するもの及び専用パンツ、専用シーツ等の関連製品は対象外です。 ※自動排泄処理装置の本体部分は福祉用具貸与の対象種目となり、交換可能部品(レシーバー・チューブ・タンク等)のうち尿や便の経路となるものは購入対象となる。
7	入浴補助用具(浴槽内いす)	浴槽内いすを、浴槽の内用と外用で1台ずつ購入し、踏み台として使用することは可能か。	同一商品は基本不可であり、浴槽内いすを踏み台として使用することは本来の使用方法ではないため、浴槽内いすの外用での購入はできない。
8	入浴補助用具	段差解消を目的とした「滑り止めマット」や浴槽内の高さを調整するための「滑り止めマット(浴槽用)」は特定福祉用具購入の対象となるか。	「滑り止めマット」については、浴室内すのこに該当しないため、特定福祉用具購入の対象外となる。
9	同一種目の購入	1階と2階の両方のトイレを利用するが、両方のトイレで補高便座を購入できるか。	同一種目・品目の福祉用具の複数購入は支給対象外である。
10	同一種目の購入	退院したばかりの一人暮らしで、昼間はトイレに行けるので補高便座を購入し、夜間は足元が暗く、転倒の危険もあるのでポータブルトイレを購入することは可能か。	同一種目だが、用途・目的が異なるため、購入可能である。
11	購入理由	介護者の負担軽減を主目的とした特定福祉用具の購入は可能か。	介護者の負担軽減を主目的とする購入は介護保険法の趣旨からして不可である。 本人の有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことが目的とされなければならない。 その上で介護者の負担が軽減されるものについては問題ない。
12	購入に伴う運搬費や設置費	特定福祉用具購入費の支給申請の際に「運搬費」や設置費を含んで請求しても構わないか。	福祉用具購入に運搬費は含まないため、運搬費や設置費を除いた分が保険給付の対象となります。
13	ショートステイ利用中の購入	ショートステイを利用中の場合、福祉用具購入は可能か。	自宅での福祉用具利用であれば可能だが、ショートステイ先の施設で利用するための福祉用具購入は不可。 ただし、自宅での利用実績がなければ、支給申請はできない。
14	インターネットによる購入	インターネットや通信販売で福祉用具を購入した場合、支給対象となるか。	福祉用具の購入は福祉用具専門相談員から福祉用具に関する専門的知識に基づく助言を受けて行わなければならないため、インターネットや通信販売での購入は支給対象外である。 同様に、特定福祉用具販売の指定を受けていない事業所から購入した場合も支給対象外となる。

介護保険特定福祉用具購入Q&A【豊後大野市 高齢者福祉課 介護保険係】

※厚生労働省作成のQ&Aをもとに豊後大野市版として作成したものです。制度改正に伴い内容が変更となる場合があります。

15	送料等の諸費用の取扱い	福祉用具購入費の対象となる特定福祉用具を購入した際に、送料、組立等の諸費用がかかっている場合、これらの費用についても支給対象となるか。	福祉用具の購入の際に要した送料、組立費等、特定福祉用具そのものの対価ではない諸費用については、購入費の支給対象とならない。
16	支給限度額管理期間	福祉用具購入費の支給限度基準額は、同一年度で10万円とあるが、対象となる期間はいつからいつまでを指すのか。	毎年4月1日から翌年3月31日までを指す。
17	介護保険施設入所の購入	介護保険施設(特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、介護医療院)に入所している場合に、福祉用具購入は支給対象となるか。	介護保険の施設サービスを提供されている場合、福祉用具購入について介護報酬を算定することはできないため、支給対象外となる。
18	特定施設やグループホームにおける福祉用具購入	特定施設(軽費老人ホーム、養護老人ホーム、有料老人ホーム)、グループホームでは福祉用具の購入は支給対象となるか。	特定施設(軽費老人ホーム、養護老人ホーム、有料老人ホーム)、グループホームでは福祉用具が整備されていることが前提のため、一般的には想定していません。
19	入院中の購入	退院後、自宅で特定福祉用具が必要となるため、入院中に購入することは可能か。 また、支給申請はいつすべきか。	退院後の在宅生活に向けて、入院中に特定福祉用具を購入することは可能です。 ただし、支給申請は退院後、特定福祉用具の利用後となるため、今回のケースにおいて入院中に福祉用具を購入し、そのまま亡くなってしまうと、全額自己負担となる。
20	新規認定申請中の購入	新規認定申請中だが、すぐにも福祉用具が必要な身体状況の場合、支給対象となるか。	購入の領収日が新規認定申請日以降の日付であれば、認定結果が確定次第、申請書を提出することは可能である。 ただし、認定結果が非該当となった場合は、支給はできず全額自己負担となるため、トラブルを避けるためにも必ず事前に利用者へ説明しておくこと。 また、負担割合証については認定結果が確定してからの発送となるため、トラブルを避けるため償還払いでの支払いが望ましい。
21	自宅外での購入	お泊まりデイを居所として、福祉用具を購入することは可能か。	お泊まりデイは居所ではないため、福祉用具を購入することはできない。
22	領収証	領収書は写しでもよいか。	申請時には必ず領収証原本の提示が必要となる。市で確認した上で、コピーをとり、原本を返却します。
23	領収証	支給申請書に添付する領収書の氏名は申請者である被保険者本人とされているが、実際に購入代金を支払うのが家族・親族である場合には、その氏名の領収書を添付すればよいか。	あくまで被保険者本人あての領収書が必要である。
24	時効	福祉用具購入費の支給申請の時効は何年か。また、その起算日はいつか。	2年で時効となり、起算日は代金を完済した日(領収日)の翌日です。 購入後、速やかに支給申請を行ってください。